

シンガポールとインドネシア シャインマスカットの安全性を確認

[FreshPlaza](#) 2024年10月31日

残留農薬の懸念を受け、シンガポール食品庁(SFA)は、主に中国、韓国、日本からシンガポールに輸入されたシャインマスカットブドウが安全に消費できることを確認した。SFAの農薬に関する厳格な試験では、食品の安全性が懸念されるレベルの残留は検出されなかった。この確認は、シャインマスカットのブドウから有害な化学物質の残留物が検出されたというタイの報告を受けて、公衆衛生を保護するための監視努力を継続するSFAの取り組みの一環として実施された。

タイでの検査結果を受けてインドネシアの国家食品庁(NFA)は、中国産のシャインマスカットブドウの調査を開始した。NFAのアリフ・プラセティヨ長官は、インドネシア市場におけるこれらのブドウの安全性を検証するためのサンプリングと実験室での分析の計画を発表した。NFAの取組みは、許可証の発行と市場監視を通じて生鮮食品の安全性を確保するよう同庁に義務付けている大統領規則2021年第66号及び食品に関する法律2012年第18号に沿ったものである。

NFAの消費多様化及び食品安全担当部門の副官代行であるユスラ・エガヤンティ氏は、農業大臣規則2018年第53号に従って食品中の農薬の最大残留基準(MRL)に関する規制を改善する同庁の取り組みを強調した。NFAはまた、残留物や汚染物質のリスクを最小限に抑えるための提供上の指示(ブドウは消費する前に洗う必要がある等)を生鮮食品のラベルに含めることを義務付けている。

SFAとNFAはどちらも、残留農薬のリスクをさらに減らすために、消費する前の果実の洗浄や、可能であれば皮むきなどの食品安全対策の実践を一般の人々に促している。これらの措置は、タイでの最近の調査結果とその後のインドネシアでの調査に照らして、それぞれの国の市場における食品の安全性を監視し確保するという両機関の継続的な取り組みの一環として実施されている。

出典: [TNP](#) 及び [Antara News](#)